

在宅患者訪問診療料（Ⅰ）の注13（在宅患者訪問診療料（Ⅱ）の注6の規定により準用する場合を含む）及び歯科訪問診療料の注21に規定する在宅医療DX情報活用加算の施設基準に係る届出書添付書類

項目	記入欄	
1. 在宅医療DX情報活用加算の届出区分 (該当区分に○をつけること)	加算1 ・ 加算2	
2. 診療体制等の要件 (該当するすべての□に「✓」を記入すること。)	1	<input type="checkbox"/> 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第1条に規定する電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っている
	2	<input type="checkbox"/> 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認（以下オンライン資格確認）を行う体制が整備されている
	3	<input type="checkbox"/> 居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムの活用により、医師等が患者の診療情報等を取得及び活用できる体制が整備されている
	4	<input type="checkbox"/> 「電子処方箋管理サービスの運用について」に基づく電子処方箋により処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制が整備されている
	5	<input type="checkbox"/> 国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制が整備されている
	6	<input type="checkbox"/> 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している
	7	<input type="checkbox"/> 医療DX推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等についてのウェブサイトへの掲載を行っている

[記載上の注意]

- 1 「2」の「4」については、当該加算1を算定する場合に記載すること。
- 2 「2」の「5」については、当面の間、当該基準を満たしているものとみなす。ただし、保険医療機関は、国等が全国で電子カルテ情報共有サービスの運用を開始した場合には、速やかに導入するように努めること。
- 3 「2」の「7」については、自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。